一　保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡西区大字上上津役字石割谷二五〇七・二五〇八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和三年九月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　赤羽　一嘉

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字深倉山一六七二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
１　主伐は、択伐による。
２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和三年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和三年九月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏名
421914	池西　卓司
421916	中野　幹也
421918	大矢　正一
421920	五閑統一郎
421922	矢崎　裕二
421924	麻木周太朗
421926	小坂　哲夫
421928	光岡　東伯
421930	綿谷　伸二
421932	辻　勇気
421934	佐々木　謙
421936	東　佑介
421938	植木　元一
421940	山口　哲也
421942	岡前　和文
421944	羽鳥　洋一
421946	大森　達弥
421948	上野洋一郎
421950	木下　彰
421952	重松　英樹
421954	盛田　恭恵
421956	村松　圭介
421958	丸山　佳晃
421960	西垣　健大
421962	角本　純
421964	畑田　清文
421966	山本　研嗣
421968	荻原　秋穂
421970	竹本　修司
421972	上田　洋
421974	吉田　楽
421976	小笠原正頼
421978	宮村　芳孝
421980	石川　友希

○国土交通省告示第千二百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和三年九月十六日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

登録番号	氏名
421915	竹村　孝隆
421917	瀬戸　康寛
421919	何　慶一
421921	飯島　悠介
421923	若木　悠太
421925	田中　和彦
421927	竹澤　雅樹
421929	濵田　信
421931	前田　哲哉
421933	田村　剛志
421935	櫻井　伸浩
421937	田中　洋平
421939	横山康之介
421941	名取　陽
421943	藤本　宏起
421945	金子さおり
421947	野口　夏美
421949	高木　茂也
421951	畠田　裕介
421953	高梨　好康
421955	進藤　俊
421957	濱田　純
421959	山本太一郎
421961	品川　裕子
421963	下薗　亮太
421965	京谷　季樹
421967	酒匂　博之
421969	福井　貴幸
421971	吉川　直樹
421973	藤田　佑
421975	増澤　祐子
421977	番井　啓介
421979	池川　康人

一㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
美用谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
鳥取県日野郡江府町大字美用字上ミ原道北ノ二一三五四番地内四等三角点上ミ原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七五度四五分七秒
四六八・五八九メートルの地点　一号
標柱一号から五三度一三分〇秒
二八九・七九七メートルの地点　二号
標柱二号から八四度五〇分二八秒
五四・五九五メートルの地点　三号
標柱三号から一一九度五〇分六秒
三三・七二二メートルの地点　四号
標柱四号から九三度一四分一秒
四七・〇八八メートルの地点　五号
標柱五号から一五度一八分五二秒
三二・五八八メートルの地点　六号
標柱六号から一一四度二七分二〇秒
二九・八一五メートルの地点　七号
標柱七号から二七度四五分一二秒
三〇・五三二メートルの地点　八号
標柱八号から一〇度二三分一四秒
二〇・八七六メートルの地点　九号
標柱九号から三八度一八分八秒
二九・三〇一メートルの地点　十号
標柱十号から六八度一三分三七秒
五三・一五八メートルの地点　十一号
標柱十一号から二七度三〇分一六秒
六八・九三二メートルの地点　十二号
標柱十二号から八四度五八分一八秒
三五・二〇九メートルの地点　十三号
標柱十三号から三二三度二八分一〇秒
一七・三一七メートルの地点　十四号
標柱十四号から二八度五〇分一九秒
三七・一三五メートルの地点　十五号
標柱十五号から三二八度二七分二二秒
四六・六〇四メートルの地点　十六号
標柱十六号から四〇度二二分二八秒
三五・八〇一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一三四度二〇分二八秒
五〇・四八二メートルの地点　十八号
標柱十八号から一二七度六分三四秒
六二・八五〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から二一七度五七分一一秒
一八〇・一九八メートルの地点　二十号
標柱二十号から二五七度三三分五四秒
六九・四七〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一七二度三七分一五秒
七〇・五四九メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二二九度三二分二秒
一〇三・一二二メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二七九度四二分二八秒
一三六・四五一メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二一三度四九分五二秒
二〇八・九四六メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二五六度一九分一五秒
八五・八二三メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二一一度四五分三秒
四一・九六七メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二三六度五五分一四秒
一八・六〇六メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二六八度五八分七秒
一七・七二〇メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二三九度三六分四一秒
九五・七七九メートルの地点　三十号
標柱三十号から一九三度五五分一〇秒
一〇・六九六メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二八九度二五分四三秒
八・〇〇六メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二二八度五六分三九秒
一七・九〇八メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四五度〇分一〇秒
三五・三九〇メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三一四度五六分四六秒
一一・二七三メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二五八度九分一四秒
九三・四三二メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から二三五度二一分二五秒
一一・五七二メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一八三度五八分一三秒
一一・〇七八メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から二五〇度五分四二秒
二〇・二一七メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から一四〇度三一分一九秒
一九・五一八メートルの地点　四十号